

農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会

(第14回)

農林水産省 消費・安全局

農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会（第14回）

令和7年11月6日（木）

15：15～16：05

中央合同庁舎4号館1221号室

(WEB会議形式による開催)

議事次第

1 開会

2 議事

- (1) 「農薬資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合について」における微生物農薬の取扱いについて
- (2) 「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部見直しについて

午後3時15分 開会

○宇井室長 定刻になりましたので、委員の皆様におかれましてはマイクをオンにしていただければと思います。

ただいまから農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会第14回を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、事務局を務めます農産安全管理課農薬対策室長の宇井でございます。部会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の部会でございますが、会議室とウェブ会議とのハイブリッド形式で開催させていただいてござります。

また、本日は公開で議事を進行いたします。傍聴の皆様にも御参加いただいておりますので、御了知のほどよろしくお願ひいたします。

なお、議題の3、その他では評価書案に対する意見・情報の募集の結果の議事を予定しておりますけれども、この議事につきましては企業情報が開示されまして、特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれがあることから非公開とさせていただきます。傍聴の皆様におかれましては、当該議事が始まる際に御退出いただきますよう御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

先ほど申し上げましたように、本日はハイブリッドでの開催となります。ウェブで御参加の委員の先生方におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにしていただいた上で、御発言の御希望等がございましたら、画面右上の参加者一覧の挙手のアイコンがございますので、そちらを押していただければと思います。

基本的には、挙手制で進めさせていただければと思いますが、挙手以外でも気になるところ等ございましたら、会議の途中で御自身でミュートを外していただきまして、御発言いただくことにつきましては全く問題ございませんので、その旨御了知おきください。

また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等ございましたら、こちらのチャットボックス機能より御連絡いただけますと幸いでございます。

また、万が一回線のトラブル等が発生した場合でございますけれども、委員の皆様方におかれましては事務局の緊急連絡先を御案内申し上げております。そちらまで御連絡いただけますよう御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、本日、御出席いただいている委員の先生方を御紹介させていただきます。

お手元に資料2ということで、農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会第14回の出席者名簿をお配りしております。そちらも併せて御参照いただければ幸いです。

では、先生方を御紹介させていただきます。

まず、有江委員でございます。

○有江委員 有江でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宇井室長 続きまして、久城委員でございます。

○久城委員 よろしくお願ひいたします。

○宇井室長 続きまして、大井田委員でございます。

○大井田委員 大井田です。よろしくお願ひいたします。

○宇井室長 続きまして、中村臨時委員でございます。ミツバチ評価の審議のため御出席していただきたいとございます。よろしくお願ひします。

○中村臨時委員 中村です。よろしくお願ひします。

○宇井室長 続きまして、後藤専門委員でございます。

○後藤専門委員 後藤です。よろしくお願ひします。

○宇井室長 また、本日は農薬使用者への影響等に関する御助言を頂く観点から、一般財団法人残留農薬研究所毒性部の小坂先生に専門参考人として御出席していただきたいとございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○小坂専門参考人 小坂です。どうぞよろしくお願ひします。

○宇井室長 本日でございますけれども、農業資材審議会令第7条第1項で、委員と臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されてございます。本日は全員の皆様が御出席いただきしておりますので、本部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、議事に入ります前に、本日の配付資料につきまして御確認いただきたく存じます。

お手元に、配付資料の電子媒体をお送りさせていただいてございます。御確認いただきまして、もし足りないものがございましたら、会議途中でも結構でございますので、事務局までお申し付けいただければと思います。

それでは、これから議事進行は有江部会長にお願いしたいと存じます。

有江部会長どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○有江部会長 それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

本日は御多用のところ御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

今日は、議事次第にもありますように、議題1として、「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合について」における微生物農薬の取扱いについて、公開で御審議いただきます。議題2として、「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部見直しについて、公開で御審議いただきます。議

題3としまして、微生物農薬の再評価について、また第12回生物農薬評価部会で公開にて御議論いただきました「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案に対する意見・情報の募集の結果について(案)について、公開で御議論いただきます。その後、評価書案に対する意見・情報の募集の結果について議論する予定でございますけれども、この議事につきましては、先ほど事務局からも御説明がありましたように非公開とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

限られた時間内ですけれども、是非積極的な御審議をよろしくお願ひいたします。

それでは議題に移りたいと思います。

まず、議題の1番目として、「農薬資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合について」における微生物農薬の取扱いについて、の審議に入ります。

これまでの背景・課題、それを踏まえた対応について、事務局、農薬対策室須賀浦専門官から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○須賀浦専門官 資料3に沿って御説明させていただきます。

また、現行の「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について、参考資料7として添付してございます。こちらはホームページでも公表しているものとなります。併せて御確認のほどよろしくお願ひいたします。

早速ですが、微生物農薬の変更登録に係る「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について、まず背景をご説明いたします。農薬の登録を受けた者は農薬取締法第7条第7項の規定に基づきまして、法第3条第2項第3号の「適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」、法第3条第2項第4号の「使用に際して講ずべき被害防止方法」、さらに三つ目といたしまして、法第3条第2項第11号の「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」を変更しようとするときには、変更の登録申請を行うものとされております。

さらに、これら変更の登録申請を受けて農林水産大臣が変更の登録をしようとするときには農薬取締法第39条第1項の規定に基づきまして、農業資材審議会の意見を聴かなければならないこととなっております。ただし、法第7条7項の規定による変更登録のうち「農業資材審議会が軽微な変更と認める場合」につきましては、審議会への意見聴取の対象から除外されておりまして、審議会の意見聴取の対象となる事項の変更に該当する基準というものを明確化するために、第18回の農薬分科会、こちら平成30年になりますが、こちらの分科会におきまして化学農薬の申請の場合を想定した「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について、というもののが定められたところでございます。

また、本年4月に閣議決定されております「食料・農業・農村基本計画」の中でも「生物防除資材等環境負荷の低い新規資材について審査結果を蓄積し、要点を整理することにより審査の円滑化を図るとともに、

引き続き、化学農薬の低減に資するスマート農業資材や生物防除資材の導入等による総合防除の普及、新たな技術開発を推進する。」とも明記されておりまして、今後は微生物農薬に関する新規申請のみならず変更の登録の申請につきましても件数が増加していくことが見込まれております。

以上のことから、微生物農薬の申請に係る要件を定めたいという提案でございます。

2の課題になりますが、微生物農薬の変更の登録に係る軽微な事項の変更と認める場合への該当性を判断するための要件というもの。こちら、その下の3にそれぞれの変更の登録申請の項目ごとに、こちらの生物農薬部会で審議を必要としない軽微な事項の変更としてはどうかという案を記載してございますので、順に説明を進めさせていただきます。

(1) 「適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」につきましては、まず適用病害虫の範囲の変更については、農薬ラベルの作物名や適用病害虫の変更のみである場合。ただし、新たに野外での使用を追加する場合には当該有効成分である微生物に昆虫感染性がない場合に限る。

2点目といたしまして、使用方法の変更につきましては、変更後の使用方法における農薬使用者又は蜜蜂に対する暴露のリスクが変更前より大きくならない場合。ただし、人、家畜若しくは生活環境動植物への影響に関する新たな試験成績又は資料(考察)の提出がない場合に限る、ということを補足しております。

さらに、使用期限を変更する場合ですけれども、こちらは経時安定性試験の結果から技術的に判断できるものと事務局は考えておりまして、今回、軽微な事項として整理をいたしました。

(2)に移りまして、「使用に際して講ずべき被害防止方法」につきまして、こちら既に登録されております被害防止方法から変更がない被害防止方法の追加である場合。こちらも前述と同様に、ただし、人、家畜若しくは生活環境動植物への影響に関する新たな試験成績又は資料(考察)の提出がない場合に限る、を付記してございます。

(3) 「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」につきましては、現時点で何か想定される軽微と考えられます変更申請の事例がないということで、このような記載とさせていただきました。

つきましては、今、御説明させていただきました（1）と（2）の変更の登録におきましては、これらに該当しない場合には生物農薬部会で御審議いただくことを事務局として御提案させていただきます。

こちらからの説明は以上となります。

○有江部会長 どうもありがとうございました。

軽微な事項の変更と認める場合にということで、どんなものかということで、これまでには化学農薬の変更の登録の場合を想定して要件を決められたものですけれども、それを微生物農薬の変更登録にどのように適用するか、また微生物農薬等、低環境負荷と考えられるようなものの普及を図るためにも、こういうことをやっておいた方がいいだろうということで議論していただきたいと思います。

今、頂きました御説明について御質問、御意見を頂けますでしょうか。いかがでしょうか。

中村臨時委員、蜜蜂の影響の観点等で何かございますでしょうか。

○中村臨時委員 特にはないと思います。蜜蜂に対する影響評価の観点も含めていただいてあったので、問題はないかと思います。

○有江部会長 ありがとうございます。

ほかの先生方はいかがでしょうか。

この（3）の「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」は現時点では想定されない、というのは、これをこのような軽微な事項の変更として出てくる可能性がないという理解でいいのですか。それともこういうものがないということなのですか。

○須賀浦専門官 農薬原体の有効成分以外の成分や濃度を何か変える場合には必ず部会でお諮りしたい、ということになります。

○有江部会長 という意味ですね。分かりました。

そうしましたら、御意見がないようですので、このまま基本的に認めていただきたいと思います。もしも何か修正が必要な場合は部会長に御一任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

また、農薬分科会の報告につきましては、御審議いただいた資料を基に作成していただきまして部会長に御一任いただくことにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、議題1の審議は終了いたします。どうもありがとうございました。

事務局、追加で何かございますか。

○宇井室長 事務局からは特にございません。御審議ありがとうございました。

今後、所要の手続きを進めてまいります。

○有江部会長 それでは、続いて議題2に移りたいと思います。

「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部見直しに関し、御議論いただきたいと思います。

これまでの背景・課題、それを踏まえた対応について、事務局、山本係員の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○山本係員 資料4と資料4－1、それから参考資料8を使って説明をさせていただきます。

まず、資料4を御覧ください。

現在、新規の微生物を有効成分として含有する微生物農薬の登録申請におきましては、微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について、以下、微生物ガイドラインの中で当該新規の微生物の農薬の安全性

に関する文献の写しのほか、公表文献の収集、選択等のためのガイドライン、以下、公表文献ガイドラインで示しているデータベースを用いまして、微生物農薬の有効成分である微生物の種名で検索した少なくとも過去15年分の公表文献の一覧というものを提出するよう申請者の皆さんに求めているところです。

この検索というのはリスク評価に活用できる文献を検索するために申請者に求めるものとして設定しております。ただ、微生物農薬の有効成分でございます微生物の種名で検索を行った場合、微生物農薬として利用される微生物、一般的に有用微生物として見出されたものが微生物農薬となっているという背景も鑑みますと、リスク評価に利用可能な情報、例えば人畜及び生活環境動植物に対する有害性ですか、あとは環境動態といったような分野の文献のみならず、他分野の文献ですとか、リスク評価に使えないような文献というものが多く含まれるような検索結果になってしまふということが考えられます。

そのような背景から微生物農薬のリスク評価において取り扱う公表文献というものを適切に選択していくということを行っていく必要がございますが、これらの手順を明確化しまして公表文献の使用に関する一貫性とそれから透明性を確保することが重要であると考えております。

この手順の明確化に当たりましては先ほど御紹介させていただきました参考資料8の公表文献ガイドラインで、検索の手順、キーワードとかそういうものを定めておりますので、そうしたものを参考にしながら、手順を定めていくということがふさわしいのですが、このガイドラインは化学農薬を念頭に、検索とか手順とか検索キーワードを定めているもので、化学物質である化学農薬をそのまま置き換えて微生物で農薬のリスク評価も使うということができないという問題がございます。

そこで3の対応方針に移ります。

既存の公表文献ガイドラインですとか、あとはEFSAの微生物農薬の評価手法に関する文献検索の事例、こうしたものを参考にしつつ微生物農薬のリスク評価において取り扱う公表文献を収集及び選択する手順を明確化することを目的に、今回微生物ガイドラインの一部見直しを考えております。

今回、資料4-1では、微生物ガイドラインの改正内容につきまして、赤字で記載をさせていただいてございます。

ガイドライン本体部分ですと4ページ。それから、別紙2で42ページ。こちらが細かな部分の改定でございます。

これまで「検索をする」と書いてあった部分ですや、あるいは「公表文献ガイドラインを参照してください」というような記載がある部分につきまして、使用するデータベースや検索の手順については、今回新設する別紙3を参照して行うこととする記載ぶりに変更しているところでございます。

また、資料4-1、46ページから別紙3といたしまして、文献検索等の手順を記した内容を記載してございます。

こちらは公表文献ガイドラインの記載を参考にしまして、微生物農薬のリスク評価という観点に即した形に修正を行っているものでございます。

公表文献ガイドラインをどのように書き換えたかというところを資料4で端的に説明してございます。

また、委員の先生方におかれましては公表文献ガイドラインからどのように記載を変えたかというものを机上配付資料といたしまして共有させていただいておりますので、そちらも見ながら御説明をさせていただければと存じます。

それでは、対応方針の（1）データベースの選択、資料4-1では47ページからに当たる内容になります。

現行の微生物ガイドラインでは、公表文献ガイドラインの4-1に示すデータベースを用いることとされております。公表文献ガイドラインでは、代表的なデータベースを例示しております、さらにSTN InternationalですとかWeb of Scienceといったような複数のデータベースを横断的に検索可能な電子ジャーナルのプラットフォームを使ってくださいということを記載しております。

こちらに関しまして、公表文献ガイドラインに倣いまして、我々微生物ガイドラインの中でもデータベースを例示いたしまして、基本的にはデータベース公表文献ガイドラインで記しているものに加えまして、今回新たにFAOが運用しているデータベース、AGRISを追加したかたちでデータベースを例示しております。

さらに、公表文献ガイドラインは同様にSTN InternationalですとかWeb of Science、日本語のジャーナルを検索することができるJ-STAGEのような電子ジャーナルプラットフォームを利用して検索ができるということを明確に記載したいと考えております。

資料4に戻りまして、（2）絞り込みに必要なキーワードの設定について、です。こちらは資料4-1では、51ページになります。

公表文献ガイドラインでは、対象となる農薬に関する全論文を抽出いたしまして、ヒトや生活環境動植物に対する毒性、それから環境動態、作物残留、4分野に関する評価対象となる影響に関するキーワード、それから評価対象となる生物種等に関するキーワード、この三つに関するAND検索で文献の絞込みを行っております。

微生物農薬におきましても同様に微生物に関する種名のキーワード、それから評価対象の影響、評価対象となる生物種のAND検索を行っていただきたいと考えています。

こちら微生物農薬、微生物に関しまして、種名での検索ということを求めておりますが、種名というものは最新の科学的知見、例えば全ゲノムデータ解析のような手法を用いることで、近年分類学上の変更ですか、種名の変更といったことが生じているということを承知しております。そのため検索期間は過去15年ということで設定させていただいているが、この検索期間内に種名が変わった場合には、変更前の種名でも検索をするということを求めております。

さらに評価対象となる影響につきましては化学農薬と異なり微生物は作物に残留しないものとしていますので、残留に関する評価は行っておりませんので、ヒトに対する毒性、標的外生物に対する影響及び環境動態の3分野を対象に対応するキーワード案を事務局で作成しました。こちらにはさきのEFSAにおける文献検索に関する報告についても参考にしながら、微生物ガイドラインの中で要求している試験に関するキーワードを選定しております。

また、評価対象となる生物種に関しましても、こちらも同様にガイドラインの中で要求している生物種に関するキーワードといったものを選定しております。

(2) は以上になります。

次に、(3) 評価目的と適合していない文献の除外について御説明いたします。

資料4-1 ですと55ページからに当たります。

キーワード検索は、キーワードで検索して、その文献の中にそのキーワードがあるかないかということを判別しておりますので、中身を読んでみると全然関係のない文献だったということが生じます。公表文献ガイドラインの中ではそのような関係のないリスク評価に活用できない文献というものを表題及び概要を申請者に読んでいただいて、明らかに評価の目的と適合しないという文献について資料として提出することを不要としております。

その適合しない基準というのにどのようなものがあるかと言いますと、参考資料8の11ページ、①当該農薬と関係しない論文から、⑮コンピュータシミュレーション等を用いたドライラボのみの論文というところまで、15個の理由が設定されております。

基本的には、こちらを参考に除外できる文献の基準というものを設定いたしております。

資料4に戻っていただきまして、このうち④の薬効、薬害、物理的化学的性状に関する文献については、薬効、薬害は、微生物農薬の評価を行う上では参考になる情報であることから除外できないように理由から削除したいと考えております。

また、微生物ガイドラインの中では、化学農薬の物理化学的性状に対応する項目としましては、安定性、その他の物理化学的性状ということがございますので、そちらに置き換えて、資料4-1では④安定性その他の物理的化学的性状に関する論文という論文に関する内容であるものに関しては除外をしてもよいと考えております。

続きまして、参考資料8でいくところの⑤分析法やその開発に関する論文、こちらに関しましては有効成分である微生物とか、あるいは微生物が産生する代謝物ですか、二次代謝物に関する分析法それぞれについて除外できるようにするために、こちらは当該微生物やその代謝物等に関する分析法やその開発に関する論文という書換えを行いたいと考えております。

さらに、⑭日本で登録されている処方以外の製剤に関する論文というところでは、化学農薬の場合は、組成が違うものに関して製剤として別の製剤であるので除外ができる、リスク評価に使えないということがございますので、除外することができるということを定めております。

こちらは化学農薬の特有の除外理由でございまして、微生物農薬に関しましては、有効成分である微生物の種名で検索するということとしておりますので、このような理由で除外されるようなものは存在しないということから、リスト除外対象の条件から削除したいと考えてございます。

以上、2個の理由が除かれまして、12個の理由に該当するものは文献の検索結果の一覧から除きたいということを考えております。

最後に、資料4に戻っていただきまして、適合性分類及び信頼性評価ということになります。

こちらは、参考資料8で12ページに該当します。

公表文献ガイドラインにおいては、文献全文の内容に照らし合わせまして、評価目的と適合しないものを除外した後に評価目的に適合性がある文献を分類することとしております。

この分類の基準といいますのは、その文献の中で得られた知見が定量的なリスク評価のパラメーター、ADIですとかARfDあるいは残留基準値の設定といったようなところに利用可能であるかどうかということを基準に信頼性の評価、適合性分類を行っております。

一方で、微生物農薬のリスク評価におきましては、感染性ですか病原性の有無というところが一番重要な項目でございまして、こちらに関してリスク評価パラメーター等の定量的指標の設定を要するものではないということから、当面の間、こうした適合性分類ですか、信頼性評価を行わないこととしたいと考えているところです。

長くなってしましましたが、事務局からの説明は以上になります。

○有江部会長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思います。御質問、御意見をお願いしたいと思います。

委員の先生方、挙手あるいは直接御発言を頂ければと思います。いかがでしょうか。

○小坂専門参考人 よろしいでしょうか。

先ほどの説明の中で、感染性とか病原性についてキーワードを絞られていておりますが、2年ほど前になりますが、アグロバクテリウムの審査の際に日和見感染が多かった、感染性があるかないかというところで、文献的に日和見感染の文献等々があって、それを取り上げながら審査したというふうに記憶しております。そうするとその日和見感染を示すような単語、日和見感染はメディカルデバイスを介した注射針とか、いろいろなものから発生する可能性が高いということで、その場合は血液学的变化、あるいは培養細胞での細胞毒性というような項目もありまして、その辺の項目を事務局の方には先ほどお送りしたところでございます

が、そういう日和見感染、細胞毒性、それからメディカルデバイスを介したような血液毒性や腎臓毒性等というようなワードもその範疇の中に加えていただければと思っております。いかがでしょうか。

○有江部会長 今、画面に共有いただいているのは、頂いた御意見を反映したものになりますでしょうか。

○山本係員 共有がまだできておりませんので、少々お待ちください。

先ほど小坂先生から事前に頂いたものですが、こちらです。毒性のところでアポトーシス、ネクローシス、浮腫、酸化ストレス、それから細胞毒性、肝毒性、腎毒性、それから血液毒性というキーワードを頂いております。

あとは遺伝物質の伝達のセクションですと、DNA付加体、それからROSといったキーワード、あとは先ほど先生から御指摘を頂いた日和見感染では、Pathology、Hematologyと日和見感染、Opportunistic InfectionとBacteremia（無血症）、Pathogenic Organism、Pathogenicityといったところで、キーワードはよろしかったでしょうか。

○小坂専門参考人 それで大丈夫です。加えていただければ有難いと思います。

○山本係員 あと環境動態のところでAccumulationというのを吸収というのも含めた方がよいといただいております。

○小坂専門参考人 そうですね。蓄積性があるかないかというのも、環境では大切なことですので、それを提案させていただきました。

○山本係員 ありがとうございます。では、こちら事務局が追加したもので、一度先生に御確認させていただければと考えております。

○小坂専門参考人 よろしくお願いします。

私からは以上です。

○有江部会長 ほかはいかがでしょうか。

○後藤専門委員 今、議論されていた部分よりもかなり後ろの方、資料の4-1、微生物農薬の登録申請において提出すべき資料の中の、別紙4の用語の定義というところ、一番後ろの方ですけれども、ここについてちょっと修正が必要かなということで御提案をしたいと思います。

○有江部会長 ありがとうございます。表現ぶりですね。確かにこちらでも確認いたしまして、感染性の説明として最後に感染性が認められる、と変な表現がありますので、そのところは私の方で、感染性、それから生残性、あとは毒性に関して、確認をして修正させていただきたいと思いますので、そのところは御一任いただけますでしょうか。

○後藤専門委員 私としては気になっていたのが、「感染性」では、定義すべきものが文章の中に出てくるということ。それから、「生残性」と「毒性」については「微生物が供試動植物に対して感染性を持たない

が」というただし書が入っているのですけれども、これはこの二つの定義には特別必要がないので、簡潔にする上でも除けばいいのではないかというような意見になります。よろしくお願ひいたします。

○有江部会長 今の2点の部分の頭の部分の削除と感染性のところは、侵入後、増殖することですかね、というようなことで、感染性が認められるというところをどう削除するかというところを相談して書き直したいと思っております。

ほかはいかがでしょうか。

○山本係員 事務局から、天敵のときに宮下先生から頂いた御意見、⑭コンピュータシミュレーション等を用いたドライラボのみの論文というところで、微生物に関してはどのようにしたらいいかというところ、特に有江先生、久城先生に御意見を頂きたく存じます。

○有江部会長 久城先生、よろしいですか。何かありましたら、御発言をお願いします。

○久城委員 私としましては、天敵と同様、微生物農薬についても土壤での動態とか、コンピュータシミュレーションで研究されている部分があるかと思いますので、除外しない方がいい気がします。

以上です。

○有江部会長 私も天敵とそろえた方がいいというふうに思いますので、除外しなければ出てくるということなので、それでよろしいのかなと思いましたが、もともとドライラボのみの論文となっているので、そんなものは実際にあり得るのかというところですね。でも、先ほど虫ではあり得るというお話だったので、それでよろしいのかなというふうに思いますので、14番は除外するということでよろしいでしょうか。

除外するというか、ここはこのリストから抜くという方向でよろしいでしょうか。委員の皆様の御意見をお願いします。

○後藤委員 すみません、確認ですけれども、これは対象に含めるのでしょうか、含めないのでしょうか。

○山本係員 対象に含まれるように、このリストの中からは記載を落とすというところで、文献の除外理由としてコンピュータシミュレーションのみで行った文献であるというものは理由にならないこととするということになります。

○後藤委員 求めていくということですね。

○山本係員 おっしゃるとおりです。

○後藤委員 分かりました。

○大井田委員 今の話ですけれども、私もそこの部分、天敵農薬と微生物農薬で変えるとかえって混乱するかと思いますので統一的に除外しないという扱いでよろしいと思います。

以上です。

○有江部会長 どうもありがとうございます。

ほかは御意見いかがでしょうか。

ちょっと1点、私からよろしいですか。

先ほどのキーワードのところの農作物、畜産物の残留、残留という言葉が出てくるのですが、化学物質の場合には、何となくまいたものがだんだん減っていくという考え方をとるので、残留でよろしいかと思うんですね。

ただ、生物農薬の場合というのは、逆にある程度菌体を維持する、菌数を維持するとか、あるときは増えるということによって効果が出ることがあると思うのです。それを残留という言葉で扱うのはどうかというふうにちょっと思っています、もちろんだから残留という言葉で定義するのはいいと思うのですけれども、本当にそれが生物の場合に適切なのかどうかということをちょっと時間をかけて議論していただけると、と思いまして。

○山本係員 今のところですと、生残性とかというところでしょうか。

○有江部会長 生残性と残留というのは多分同じようなニュアンスになって。

○山本係員 近いニュアンスになるというところで、微生物農薬では定義していないというところになるのですが、その生残性ですとか、増殖性とかといったところはキーワードとして捨てるような形ではないかと思います。

○有江部会長 定着とか。

○山本係員 定着、ありがとうございます。

○有江部会長 そういうものがあると生物農薬らしいかなと、やはりどうしても違うので、化学物質と生物とは違うので、やはりそういうことを念頭に置いておいた方がいいかなというふうに思いました。

ほかはいかがでしょうか、先生方。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今回は先ほどのキーワードの追加、それから一部の言葉の定義のところの修正、先ほどの論文のリストから抜くというところの⑭の削除という方向で資料を作っていただきたいというふうに思います。

基本的には、これについて事務局の方で御意見を反映していただいて、先生方にもう一度記載を確認していただいてから進めたいという形でよろしいでしょうか。

そういう形にさせていただきたいと思いますので、先生方に、後日、修正したものを送らせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

この議事はこれでよろしいでしょうか。

事務局の方、何かよろしいでしょうか。

○宇井室長 御審議ありがとうございます。

今、有江部会長からコメントがございましたような形で、事務局として準備して、先生方に御相談させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○有江部会長 それでは、続きまして、議事3、その他のうち、微生物農薬の再評価について議論いたします。

事務局から資料5に基づいて御説明をお願いしたいと思います。

○須賀浦専門官 それでは、資料5に沿って御説明をさせていただきます。

微生物農薬の再評価の優先度について（案）ということで、農薬の再評価につきましては、農薬の再評価に係る優先度の規準というものがございます。こちらに基づき順次手続きを進めているところとなります。

微生物農薬につきましては、こちらの規準の中の優先度A、B、C、DのDに分類されておりまして、この優先度Dの中の微生物農薬の中での優先度というものを定める必要があると考えております。

微生物農薬につきましては、9月30日現在で23成分ほど再評価を予定しているところとなります。

2といたしまして、優先度の考え方につきまして、我が国で製剤出荷量が多い微生物農薬を優先して再評価することとしてはどうか。また、我が国で多くは使用されていない微生物農薬であっても有効成分である微生物が毒素や二次代謝物を産生する懸念がある場合、優先して再評価を行うこととしてはどうかと考えております。

なお、円滑化という観点から、同一の微生物農薬を有効成分とするものにつきましては、時期をそろえて審査を進めたいとも考えているところでございます。

続いて、今、御説明させていただきました内容をまとめたものがこちらの表になります。

本日は、机上配付資料といたしまして先生方には9月末現在の再評価対象となる微生物農薬一覧を出荷量の区分に分けてお示ししたものを配付してございますので、御確認いただけますと幸いです。

事務局からの説明は以上となります。

○有江部会長 それでは、ただいま頂いた御説明に関しまして御質問はいかがでしょうか。

○後藤専門委員 机上配付の方で、「何番目」というような言い方をしたいと思うんですけども、生産出荷量が中程度のものの2番目、それから生産出荷量が少ないものの1番目に同じ名称のものがありまして、これらについては区別するものは何も付いていないですけれども、他の微生物では同じ種名の場合何々株みたいな感じで書いてあります。今言いました二つの例については区別するような文字が入っていないんですけども、これは同じものではなくて別々の微生物農薬があると理解していいでしょうか。

○須賀浦専門官 今、御意見いただきました剤につきましては、製剤出荷量の少ないものに配置しているのが正しい記載となりますので、中程度のものは削除となります。株が違うとかそういうことではなく、こちらの重複で記載ミスとなります。すみません。

○後藤専門委員 修正したものを後ほどまたお配りいただけるという理解でよろしいでしょうか。○須賀浦専門官 はい。そのようにさせていただきます。

○後藤専門委員 分かりました。

○有江部会長 申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら再評価の優先度につきましては、このように優先度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲということで決めさせていただいて進めさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この資料5に関する議論は以上といたします。

○宇井室長 御審議、ありがとうございます。今後、所要の手続きを進めてまいりたいと存じます。

○有江部会長 それでは、続いて議事3のその他のうち、微生物農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改正案に対する意見・情報の募集の結果についての（案）について議論をいたします。

資料6の御説明を須賀浦専門官からお願いいたします。

○須賀浦専門官 資料6に沿って御説明いたします。

また、御参考までに、資料6-1には改正案の概要、資料6-2には改正案の新旧対照表を御用意してございます。併せて御確認いただければと思います。

それでは、資料6ですけれども、こちらは本年6月開催の第12回生物農薬評価部会で、先生方には御議論いただきました。バクテリオファージとバキュロウイルスに関する微生物ガイドラインでの試験要求を見直すことについて御提案するものでございました。

改正内容につきましては、こちらの部会の場で先生方に御了承いただきましたので、資料にあります通り（3）令和7年7月17日から8月15日まで、30日間の意見募集をさせていただきました結果、本件につきまして特に御意見の提出はなく、0件でしたという御報告になります。

以上です。

○有江部会長 ありがとうございます。

御質問はございますでしょうか。

ないようでしたら、農薬分科会への報告につきましては、この資料を基に作成していただいて文の細かいところは、部会長に御一任いただくという形でよろしいでしょうか。

それでは、農薬分科会へ報告いたしますので、細かいところは部会長に御一任いただきますようにお願い

いたします。

以上で、資料6に関する議事は終了いたします。どうもありがとうございました。

事務局の方から何かございますか。

○宇井室長 御審議、ありがとうございました。

ただいま御審議いただきました内容につきましては所要の手続きを進めてまいりたいと存じます。

それでは、公開の審議はここまでとなります。

傍聴者の皆様におかれましては、ここで御退出いただきますようお願い申し上げます。

(傍聴者退出)

午後4時05分 終了